

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 富士宮市 (都道府県: 静岡県)

本事業の担当部局名 企画部企画戦略課地域政策推進室

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)						
個別事業名	富士宮市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度			
対象経費支出予定額 ※(注)1	14,100,000			円			
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 富士宮市では、平成28年度からスタートした「第5次富士宮市総合計画」において、結婚・出産・子育ての希望を実現させるとともに、子育てしやすい社会環境の整備を図る「結婚・出産・子育ての希望実現プロジェクト」を重点プロジェクトのひとつに位置づけ、その中の「出会い・交流応援事業」で、若い世代の男女の出会いや交流の場の創出に対する支援を行ってきた。</p> <p>また、令和3年度からは結婚新生活支援事業を実施し、経済的な支援も行っている。</p> <p>しかし、平成27年の婚姻数(592件)に比べ、令和2年の婚姻数(481件)、令和3年の婚姻数(432件)と年々減少しており、婚姻率も令和2年婚姻率(3.8)、令和3年婚姻率(3.5)は、日本全体の婚姻率(4.1)を下回っていることから、更なる取組が必要である。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 「第5次富士宮市総合計画」において、結婚・出産・子育ての希望を実現させるとともに、子育てしやすい社会環境の整備を図る「結婚・出産・子育ての希望実現プロジェクト」を重点プロジェクトのひとつに位置づけ少子化対策を実施していく。</p> <p>また、富士宮市少子化対策推進本部で横断的に少子化対策を検討し、本市の実情に応じた実効性のある施策を実施していく。</p> <p><本個別事業の位置付け> 本事業については、「第5次富士宮市総合計画」における重点プロジェクト3-1「結婚・出産・子育ての希望実現プロジェクト」の主要取組として位置づけられる。</p>						
個別事業の内容	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 30歳から34歳以下の場合、30万円追加(上限額60万円)			
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】							
継続補助規定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有							
※(注)3 【その他独自要件】							

2. 申請見込

①新規世帯見込	22	世帯	②継続世帯見込	7	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	12	世帯		
	その他	10	世帯		

【世帯数積算根拠】

申請見込については、令和5年度の当事業における支給実績を引用。(継続含む。)

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	30 世帯
～12月(実績)	17 世帯
1月～3月(見込)	13 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	12 世帯 × 600,000 円 =	7,200,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	10 世帯 × 300,000 円 =	3,000,000 円	
	(継続補助)	3,900,000 円	
	合計	14,100,000 円	

3. 広報の実施予定

市民課窓口や市の施設でのチラシの配布及び市内不動産会社にチラシの配布を依頼する。
併せてウェブでのリスティング広告を実施するとともに、広報誌、ウェブサイト、SNS(LINE公式アカウント)などで周知していく。

KPI項目	単位	目標値	現状値	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	合計特殊出生率	%	1.55	
	出生数	件	661 (R4)	
	婚姻数	件	398 (R4)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	合計特殊出生率		1.54 (H25～H29厚生労働省：R2公表値)	
	婚姻件数	件	432 (R3静岡県人口動態統計：R5公表値)	
	婚姻率		3.5 (R3静岡県人口動態統計：R5公表値)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目		
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	80	70 (R4)
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	70	67 (R4)
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	85	84 (R4)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	静岡県の公共施設等でのチラシ・申請書配布を行うとともに、県HPでの広報を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産会社に対し、チラシ配架等について協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。